



2018年5月10日

各 位

会社名 オルガノ株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
鯉江 泰行  
(コード番号 6368 東証第一部)  
問合せ先 経営統括本部 経営企画部長  
須田 信良  
(TEL. 03-5635-5111)

## 執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、当社執行役員（国内非居住者を除きます。以下同じ。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入は、本日別途公表いたしました「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の当社取締役に対する株式報酬制度導入に関する議案が、2018年6月28日開催予定の第73回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

### 記

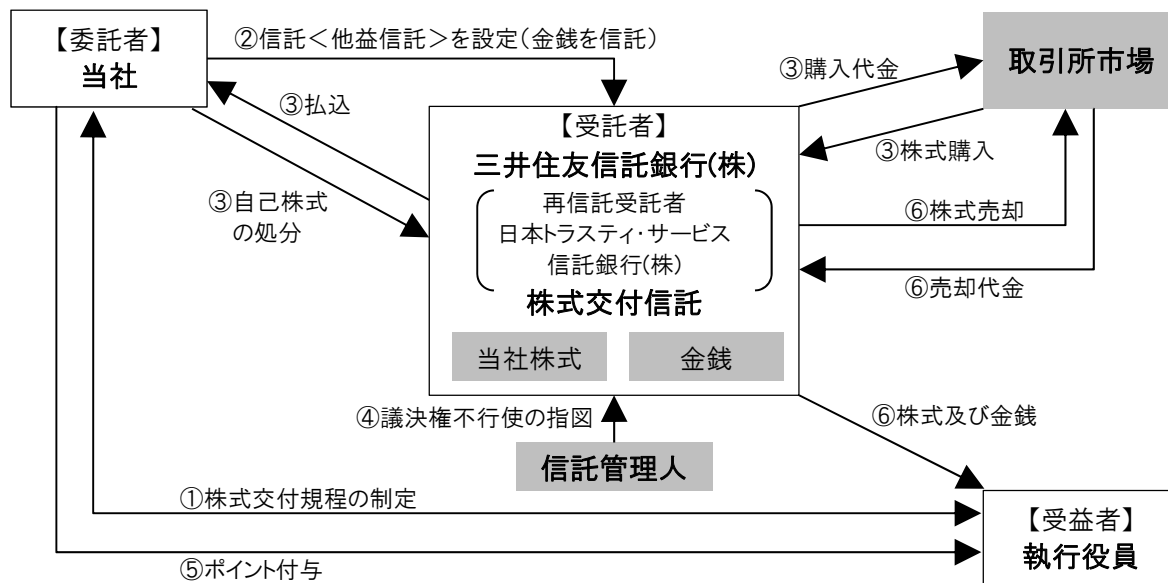
#### 1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の取締役と同様に当社の執行役員についても、報酬の一部を当社グループの業績及び株式価値と連動したものとすることで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、執行役員に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額が、本信託を通じて各執行役員に対して毎年一定の時期に交付及び給付（以下、「交付等」といいます。）される株式報酬制度です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は執行役員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は執行役員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金並びに信託報酬及び信託費用に充当する資金を信託します。
- ③ 受託者は今後交付等を行うことが見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社執行役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は執行役員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした執行役員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、換価処分金相当額を給付します。
- ⑦ 本信託終了時に本信託に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続利用する、又は当該株式を取引所市場にて売却し、換価処分金相当額を当社と利害関係のない特定公益増進法人等に寄附する予定にしております。
- ⑧ 上記⑦のほか、本信託終了時に本信託に残余財産が生じた場合、そのうち一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、執行役員と利害関係のない特定公益増進法人等に寄附することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要 (※)

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社執行役員と利害関係のない第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2018年8月 (予定)
信託の期間	2018年8月～2021年8月 (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限	240百万円 (信託報酬及び信託費用を含みます。)

(※) 取締役を対象とした株式報酬制度に係る信託と一体的に信託を設定いたします。

以 上